

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目

次

昭和三十六年六月定例県議会に報告された専
中央病院事業費歳入歳出追加予算県立

水田經營合理化実験部落設置事業補助金交付
要綱

土地改良区の定款変更の認可

土地改良区の解散の認可

土地改良区の役員の退任及び就任

土地改良区の設立認可

定期牲畜検査の実施

牛及び豚の家畜人工授精講習会修業試験の合
格者

雜種地の公用廃止

土地の公用廃止

公有水面の無願埋立の追認

基本測量の終了通知の告示

建設業者の登録

◇教委告示

定例教育委員会の招集

◇人委規則
一部改正

職務の等級の分類の基準に関する規則の

◇公告

宅地建物取引員試験合格者の発表

◇正誤

昭和三十六年七月二十八日付け鳥取県告示第

四百八十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百一十四号

昭和三十六年六月定例県議会に報告された専決処分に基づく昭和三十六年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 一 朗

昭和36年度特別会計県立中央病院事業費歳

入歳出追加予算

入

款 項 科 目

今回追加(更正)予算額

1 使用料及手数料

46,849,834 円

1 使 用 料

46,849,834

00231

三 経費の配分		推進部落名		施設資材の利用状況		事業実施総面積		事業実施総面積		事業実施総面積	
区	分	種類名	数量	事業経費	補助金額	戸	町	同上	中	同上	中
水田経営合理化実験部落設置事業費	円	支出科目	摘要	要							
機械器具、資材購入費	円	(款)	(項)								
内訳											
事務費											
合計											

四 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

00230

様式第一号

一 事業の内容

(1) 水田経営合理化実験部落設置計画（又は実績）

1 地域名

2 地域の範囲（市町村名）

3 地域の特徴（水田経営の特徴）

4 水田経営合理化実験部落名

5 主要農作物作付面積

6 水稻、麦生産量

平均反収

7 経営改善の目標（又は実績）

(2) 水田経営合理化実験部落の行なう事業の内容
水田経営合理化対策事業実施計画（又は実績）

00233

7 昭和36年8月1日 火曜日 鳥取県公報 第3246号

様式第三号

年 月 日

市町村長 氏

名印

鳥取県知事

殿

昭和三十六年度水田経営合理化実験部落設置事業実績報告書

昭和 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に基づき、次のとおり標記事業を実施したので、鳥取県補助金等交付規則第十八条の規定により報告する。

記

添付書類

一 事業実績書

二 収支精算書

(注) この関係の様式は、事業実績書にあつては様式第一号に、収支精算書にあつては、様式第二号に準ずるものとする。

00232

昭和36年8月1日 火曜日 鳥取県公報 第3246号 6

様式第二号

昭和三十六年度水田経営合理化実験部落設置事業費取支予算書

(一) 収入の部

区 分	(又は本年度予算額)	(又は本年度予算額)	比較増減(△印は減)	備考
県 補 助 金	円	円	円	
市 町 村 費				
合 計				

(二) 支出の部

区 分	(又は本年度予算額)	(又は本年度予算額)	比較増減(△印は減)	備考
水田経営合理化実験部落設置事業費	円	円	円	
機械器具資材購入費				
内訳				
事務費				
合計				

9 昭和36年8月1日

鳥取県告示第四百二十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十
七条第一項第一号の事由による鳥取市吉岡温泉町土地改
良区の解散を、同条第二項の規定により昭和三十六年七
月二十六日認可したから、同条第三項の規定により告示
する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十号
昭和三十六年六月十五日付けで氣高郡青谷町大字青谷
竹本秀治ほか二十人の方から申請のあつた青谷町東町土
地改良は、同月二十六日認可したから、同条第三項の規
定により告示する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十一号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例
第十一号）第五条の規定によるめん羊及び山羊の定期種
牡畜検査を次のとおり実施する。

鳥取県告示第四百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十
一条第二項の規定により、大鷗土地改良区の定款変更を昭
和三十六年七月二十六日認可したので、同条第三項の規
定により告示する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十七号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十
一条第二項の規定により、東郷湖周辺土地改良区の定款変
更を昭和三十六年七月二十六日認可したので、同条第三
項の規定により告示する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八

就任した役員の氏名及び住所

理 事 松田 昌造 東伯郡東郷町野方六六番地

土井 進一 河本 房治 中興寺

昭和三十六年五月六日補充選挙により当選同日就任。

大原土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 野口 福敬

取尾 喬夫 野口 辰猪

河本 房治 中興寺

地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画
及び定款を審査した結果、これを適當と認めたので、土
地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四
項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- (一) 定款の写
- (二) 縦覧に供する期間
昭和三十六年八月一日から二十日間とする。
- (三) 縦覧に供する場所
氣高郡青谷町役場

第十項の規定により、東郷湖周辺及び大原土地改良区
から次のように役員の退任及び就任した旨の届出があつ
たので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東郷湖周辺土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事 松田 昌造 東伯郡東郷町松崎

就任した役員の氏名及び住所

理 事 本庄 英博 東伯郡東郷町野方六六番地
土井 進一 河本 房治 中興寺

昭和三十六年五月六日補充選挙により当選同日就任。

旭四番地

鳥取県告示第四百三十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条

第三項において準用する同法第二条の規定に基づき、

昭和三十六年七月二十七日次のとおり無免許の公有水面

埋立工事の追認をしたので、同法第三十六条第三項にお

いて準用する同法第十一條の規定により告示する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の追認を受けた者

東伯郡東郷町大字引地 前田重正ほか二十八人

二 埋立追認の場所

東伯郡東郷町大字引地字寺前五八五番一地先東郷池

水面（関係図面は土木部管理課に保存）

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は品目 面積又は数量

八頭郡智頭町大字智頭字大字戸河原二、〇九一ノ二地先から
字山崎向河原二、〇九四ノ五地先まで

道路敷

三九、八五二坪

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第四百三十七号

埋立追認の面積

二二四坪五合八勺

四 埋立の目的

農地造成

鳥取県告示第四百三十四号

次の土地は、昭和三十六年七月二十七日からその公用を廃止した。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所 地目又は品目 面積又は数量

米子市西倉吉町一八番地先から二四番地先まで

道路敷

一三、七七五坪

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第四百三十五号

次の土地は、昭和三十六年七月二十七日からその公用を廃止した。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所 地目又は品目 面積又は数量

八頭郡智頭町大字智頭字大字戸河原二、〇九一ノ二地先から

道路敷

三九、八五二坪

関係図面は土木部管理課に保管

場

所

地目又は品目

面積又は数量

米子市西三郷新川西三、〇五一ノ八地先から
三、二〇三ノ一地先まで

雜種地（海浜地）

一八、七二〇坪六合二匁

関係図面は土木部管理課に保管

15 昭和36年8月1日

火曜日 鳥取県公報 第3246号

00241

昭和36年8月1日 水曜日 鳥取県公報 第3246号

00240

第3246号 14

一 作業種類

基本測量 1 四等三角測量

2 三、四等三角測量

二 作業地域

1 鳥取県倉吉市

東伯郡羽合町、泊村、東郷町
氷高郡青谷町

2 鳥取県米子市

西伯郡岸本町、伯仙町、会見町、西伯町

日野郡溝口町

鳥取県米子市

3 鳥取県倉吉市

昭三六年七月十八日

(へ) 第二十九号

第四六六号

第四五六号

登録番号 登録年月日

名 称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

摘要

氷高郡青谷町

松原理一

建築工事

鳥取市白兎

松本巖

土木工事

米子市角盤町二丁目

内田睦男

管工事

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十三号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一日 時 昭和三十六年八月四日 午後一時

二 場 所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議 題 1 公立学校長人事について

2 その他

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第三十四号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一

鳥取市元魚町二丁目三五

住 所

鳥取県知事 石破二朗

氏 名

田中寿賀男

公 告

昭和三十六年度宅地建物取引員試験の合格者は、次とのおりである。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石破二朗

氏 名

田中寿賀男

鳥取県告示第四百三十八号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石破二朗

部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第六

中 医 長 を	検査室長
	に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

昭和36年8月1日

火曜日 鳥 取 県 公 報

号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

2 上 5 昭和三十六年 七月二十八日 誤

正

昭和三十六年 八月一日

昭和三十六年 七月二十八日

川外大工町二六 竹内 健

竹生七七

川端四丁目九四

八頭郡郡家町字井古五九 倉吉市仲ノ町七三七

明治町一、〇〇七

葵町

東伯郡東伯町字徳万四一八の一

境港市渡町二、一九五

三朝町森三七四

二、二四三

明治町八

兵庫県美方郡浜坂町三尾二六一

島根県簸川郡斐川村字阿宮

近藤 佳子
高橋 寿延
西村知嘉夫
上村 勉
福安 韶朗
沢田 良作
原井 敏夫
菊留 文夫
門脇 有村
松本成史郎
里見 恵
松本 好夫
保科政右衛門

頁段行

誤

昭和三十六年七月二十八日付け鳥取県告示第四百十八

正

誤

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月額一二〇円(配送料共)

県

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
発行日 火、金